

第3回幕別町議会臨時会

議事日程

平成17年第3回幕別町議会臨時会
(平成17年11月28日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告(会議規則第8条, 第11条)

議事日程の報告(会議規則第21条)

日程第1 会議録署名議員の指名

21番 瀬瀬太郎 1番 豊島善江 2番 中橋友子

日程第2 会期の決定 11月28日(1日間)

(諸般の報告)

日程第3 行政報告

日程第4 議案第173号 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第174号 幕別町教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第175号 幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第176号 幕別町議会議員の期末勤勉手当に関する条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第177号 平成17年度幕別町一般会計補正予算(第4号)

会 議 録

平成17年第3回幕別町議会臨時会

- 1 開催年月日 平成17年11月28日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 11月28日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)
議長 本保証喜
副議長 額額太郎
1 豊島善江 2 中橋友子 3 野原恵子 4 牧野茂敏 5 前川敏春
6 助川順一 7 堀川貴庸 8 乾 邦広 9 小田良一 10 前川雅志
11 杉山晴夫 12 佐々木芳男 13 古川 稔 14 坂本 偉 16 中野敏勝
17 永井繁樹 19 千葉幹雄 20 大野和政
- 6 欠席議員 (2名)
15 芳滝 仁 18 伊東昭雄
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 助 役 西尾 治 収 入 役 金子隆司
教育長 高橋平明 総務部長 菅 好弘 企画室長 佐藤昌親
民生部長 新屋敷清志 建設部長 高橋政雄 教育部長 藤内和三
総務課長 川瀬俊彦 企画室参事 羽磨知成 監査事務局長 森 広幸
会計課長 鎌田光洋 学校教育課長 八代芳雄 生涯学習課長 長谷 繁
都市計画課長 小野典昭 代表監査 市川富美男
- 8 職務のため出席した議会事務局職員
局長 堂前芳昭 課長 横山義嗣 係長 國安弘昭
- 9 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
21番 額額太郎 1番 豊島善江 2番 中橋友子

議事の経過

(平成 17 年 11 月 28 日 9:59 開会・開議)

[開会・開議宣告]

- 議長（本保証喜） ただいまから、平成 17 年第 3 回幕別町議会臨時会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。

[議事日程の報告]

- 議長（本保証喜） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

- 議長（本保証喜） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、21 番瀬瀬議員、1 番豊島議員、2 番中橋議員を指名いたします。

[会期の決定]

- 議長（本保証喜） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思えます。
これにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日 1 日限りに決定いたしました。

[諸般の報告]

- 議長（本保証喜） この際、諸般の報告を事務局からいたさせます。
○事務局長（堂前芳昭） 15 番芳滝議員、18 番伊東議員より、本日、欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。
○事務局長（堂前芳昭） 助役より発言を求められておりますので、これを許します。
西尾助役。
○助役（西尾治） 10 月 1 日付で人事異動を実施しております。
人事異動後の最初の議会となりますことから、異動した管理職職員につきまして、紹介をさせていただきたいと思えます。
部長職であります。
議会事務局長堂前芳昭。
出納室会計課長鎌田光洋。
以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

[行政報告]

- 議長（本保証喜） 日程第 3、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。
岡田町長
○町長（岡田和夫） 臨時議会ではありますけれども、お許しを頂きましたので、ここで、札内中学校音楽室において、吸音材として使用の岩綿、いわゆるロックウールにアスベストが含有されていた件につきまして、ご報告をさせていただきます。

本町の公共施設におけるアスベストの使用状況及びその対応につきましては、先の第3回町議会定例会で報告をさせていただいたところでありましたが、ロックウールにもアスベストが含有されている可能性があるとのことから、文部科学省より、各市町村において調査を実施するよう指示があったところでもあります。

本町におきましては、学校教育施設及び社会教育施設について、設計図書による確認から現地調査を実施いたし、ロックウールが確認されました古舞小学校、糠内小学校、札内中学校音楽室の3校、及び町民会館、糠内コミセン、まなびや相川、札内福祉センター、ふるさと館の社会教育施設5施設につきまして、「気中濃度測定」及び「サンプリング調査」を実施いたしたところでもあります。

このうち、各施設の「気中濃度測定」につきましては、「基準値以内」との報告を受けたところでもあります。

また、「サンプリング調査」につきましては、結果判明までおよそ2カ月を要しましたが、11月4日に学校教育施設、11月9日には社会教育施設についての検査結果報告を委託業者より受け、札内中学校音楽室、札内福祉センター、ふるさと館の3施設からアスベストの含有が確認されたところでもあります。

札内福祉センターとふるさと館につきましては、過去の調査でアスベスト吹き付け材が使用されていることが判明しておりましたことから、両施設とも既に囲い込みを実施しており、アスベストが飛散しない措置をとってきておりますが、今回の調査でアスベストの含有が判明いたしました札内中学校音楽室の天井部分につきましては、ロックウールが露出しているため、調査結果を学校に即刻連絡し、11月4日の午後から音楽室を閉鎖する措置をとったところでもあります。

この音楽室の天井に吸音材としてロックウールが使用されている面積は、およそ260平方メートルであります。

アスベストの含有量につきましては、詳細な判定までなお日数がかかりますが、国の基準である1%を超えていることは判明いたしておりますことから、早急に除去工事を実施すべく、本臨時会に補正予算案を提案させていただいたところでもあります。

なお、生徒、保護者及び教職員には、11月7日に文書でこの件についてお知らせするとともに、11月12日には、札内中学校PTA主催の行事に教育委員会職員が出向き、状況及び今後の対応等について説明を行い、いたずらに不安をまねくことのないように周知させていただいたところでもあります。

以上、アスベストに関しまして、議員並びに町民の皆さん方にご報告すべき事案が生じたことから、お時間を頂いた次第であります。

議員の皆さま方におかれましては、引き続き、町政の執行にご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。報告とさせていただきます。

○議長（本保証喜） これで行政報告は終わりました。

[付託省略]

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

日程第4、議案第173号から日程第8、議案第177号までの5議案は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、日程第4、議案第173号から日程8、議案第177号までの5議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（本保証喜） 日程第4、議案第173号、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を

改正する条例及び日程第5、議案第174号、幕別町教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の2議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

- 助役（西尾治） 議案第173号、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第174号、幕別町教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

はじめに、議案書の1ページ及び議案説明資料の1ページ、2ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、人事院勧告に基づきまして、一般職に準じまして特別職の期末手当の支給率を改定するものであります。

内容につきましては、平成17年度分の期末手当につきましては、支給率を0.05カ月引き上げること。平成18年度以降の期末手当も支給率を変更するものであります。

以下、条文に沿いまして、ご説明申し上げます。

議案書の1ページになりますが、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例の改正内容第1条では、本条例の第4条中、平成17年度の12月に支給にする場合において、支給率を「100分の230」から「100分の235」に改めるものであります。

第2条につきましては、平成18年度以降の期末手当の支給率を改めるものであります。

第1条で改正しました後の条文の改正でありまして、6月に支給する場合においては、「100分の210」から「100分の212.5」に改める。

また、12月に支給する場合においては、「100分の235」から「100分の232.5」に改めるものであります。

この改正によりまして、平成17年度の期末手当の支給率の合計は4.40カ月から4.45カ月に、0.05カ月分引上げとなり、18年度の期末手当の支給率の合計も同様となるものであります。

施行月日につきましては、平成17年12月1日となりますが、ただし、第2条の規定につきましては、平成18年4月1日とするものであります。

次に、議案書の2ページになりますが、幕別町教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましても、前段でご説明申し上げました事由から同様の改正を行うものであります。

施行月日につきましても同様に、平成17年12月1日となりますが、第2条の規定につきましては、平成18年4月1日とするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

- 議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

- 議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第173号、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

- 議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

議案第174号、幕別町教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議ないの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第175号、幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾治） 議案第174号、幕別町教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の3ページ及び議案説明資料の5ページ以降をお開きいただきたいと思います。

職員の給与につきましては、毎年人事院勧告に基づき改定を実施しているところであります。

本年度は8月15日に社会経済全般の動向を踏まえ、民間企業との均衡を図ることを基本といたしまして、一般職職員の給与勧告が行われたところであります。

勧告の内容につきましては、公務員給与が民間給与を上回っておりますことから、給料月額の下げ、勤勉手当の0.05カ月分の上げ、扶養手当額の下げを行い、年間給与の実質的な均衡を図るものとなっております。

この勧告に基づきまして、条例改正を行うものであります。

以下、給与に関する条例の一部を改正する条例の条文に沿いまして、ご説明申し上げます。

最初に、説明資料の5ページになりますけれども、第8条につきましては、扶養手当について規定をしているものであります。第3項中、前項第1号に掲げる扶養親族とは、配偶者のこととありますけれども、これにつきましては「1万3,500円」とありますものを、「1万3,000円」に改めるものであります。

第17条につきましては、勤勉手当の支給率の改定でありまして、第2項中「100分の70」とありますものを、「100分の75」に改めるものであります。

また、再任用の職員につきましても「100分の35」とありますものを、6月に支給する場合においては「100分の35」、12月に支給する場合においては「100分の40」に改めるものであります。

議案説明資料の7ページになりますけれども、別表第1につきましては、行政職給料表を改めるものであります。

すべての級のすべての給料月額を引き下げるものでありまして、引下げ率につきましては平均で0.3%であります。

なお、本町の一般会計ベースにおきましても同様の引下げ率となっているものであります。

議案書の4ページ、5ページ及び議案説明資料の8ページをお開きいただきたいと思います。

第17条第2項につきましては、平成18年4月1日から施行されるものでありまして、第1条で改正しました職員の給与条例の第17条第2項第1号中「100分の75」とありますものを、「100分の72.5」に改めるものであります。

議案書に戻りまして、4ページをお開きいただきたいと思います。

附則の第1項、施行月日につきましては、特別職の給与条例の一部を改正する条例でもご説明いたしましたとおり、平成17年12月1日から施行するものであります。

また、改正条例第2条の規定につきましては、平成18年4月1日から施行するものであります。

附則第2項から第4項につきましては、給料表の改定に伴いまして、所要の措置を規定するものであります。

附則第5項につきましては、年間給与で民間との実質的な均衡を図る観点から、4月に支給されました給料、管理職手当、扶養手当など合計額に、官民格差であります100分の0.36を乗じて得た額に4月から11月までの月数であります8を乗じて得た額と6月に支給されました期末勤勉手当の額に100分の0.36を乗じて得た額の合計額を調整額として本年12月に支給いたします期末手当から減額する旨を規定するものであります。

附則第6項につきましては、規則への委任規定であります。

なお、今回の給与条例の改正によります影響額につきましては、総額で66万6,000円であります。職員一人当たり平均に直しますと、約3,000円の削減となるものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○2番（中橋友子） これまでも職員の皆さんの給与改定、引下げというのが、毎年のように様々な形で行われてきたところではありますが、今回は今までとは違って行われた内容について、それは基本給といえますか、本給の引下げに手を入れたといえますか、下げたということが今までとの大きな違いだと思うのです。

それで、影響金額そのものにつきましては、総額で66万6,000円ということでもありますから、これまでの内容とは随分違っていると思うのですが、その本給、いわば職員の賃金体系の幹の部分の削っていくということに対する考え方というのをきちっとお伺いしておきたいと思うのですよね。

これまでも人勤に基づいているんことをやられてきたわけですが、過去にこういった形の改定が行われた経過があったのかどうか。そのことについてもお伺いしたいと思います。

○議長（本保証喜） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 給料月額引下げにつきましては、平成15年度におきましてもその例があります。

これはあくまでも人事院の方で調べて、官民格差の解消という視点で給与月額も含めた見直しを行っているということでもあります。

○議長（本保証喜） 中橋議員。

○2番（中橋友子） 今、労働者の賃金というのは全体的に引き下げられまして、公務員の方のみならず民間の方も引き下げられておまして、ここ連続7年間下がっているというふう聞いています。

官民格差の是正というのは、全体的な生活の保障だとか、あるいは経済の問題だとか、そういうことも含めてトータルに決めていかなければならないことだというふうに思うのですが、今までの給与改定というのは、民間の給与そして公務員の給与というようなことで対比をして、そこだけで民間が下がっていくから公務員も下がっていくというような、いわゆる引下げの悪循環のような形で進んでこられたのではないかと思います。

幕別町の考えというよりは人事院勧告でありますから、このことが町の固有の考えというふうには思わないのですが、そういうふうに進んでいくことが今の経済不安の一つの要素になっているというふうに思うのです。決していい傾向ではないというふうに思うのですが、その点はいかがでしょう。

○議長（本保証喜） 西尾助役。

○助役（西尾治） 何回も給与の関係についてご答弁をさせていただいております。

その中でも私の方からも申し上げておりますとおり、公務員給与が逆に民間に波及する、逆の場合も当然あるのだろうというふうに思っております。

町内の企業の中でも町の職員の給与どうなっているのだろうかというようなことで、調査も当然ございます。

ですから、逆に言えば経済全般を引っ張る上で、公務員給与が一定の基本となりながら、地域経済に与える影響というのも、これは無視できないのだろうというふうにも考えております。

ただ、現実の問題として今の経済動向からいって、公務員の住民が見ている目、それらを総体的に勘案し、さらには財政状況等も当然のことながら勘案しながら、給与というのは決めていかなければならないだろうと。やはりその中で私ども過去から言っておりますように、一定の目安というのは少なくとも人事院勧告を一定のよりどころとしながら給与を決定した経過も大事にしていかなければならないということも、何回も申し上げておりました。

これを今言われてような観点に立ってやることに対する住民の理解もなかなか現状では得られないのだらうというようなことも十分勘案して提案をさせていただいておりますし、このことに対しましては、当然のことながら組合もそういう実態を理解した上で、ご理解を頂いて提案をさせていただいているということも、一方でご理解をいただければなというふうに思っております。

発言の趣旨は十分理解はできますけども、ではそのとおり現実にやり切れるのかということ、そういう環境にはないということをご理解をいただければなというふうに思います。

○議長（本保証喜） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議がございますので、起立採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（本保証喜） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第176号、幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾治） 議案第176号、幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の6ページ及び議案説明資料の9ページをお開きいただきたいと思います。

議会議員の期末手当につきましては、特別職の職員で常勤の者の期末手当の支給率を踏まえまして、改定をいたしてきているところでもありますことから、これまでご説明していますとおり、議会議員の12月期末手当につきましても、0.05カ月引き上げるものでありまして、条例第2条第2項第2号中、「100分の270」とありますものと「100分の275」に改めるものであります。

議案書の6ページになりますけれども、施行月日につきましては平成17年12月1日となるものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（ないの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第177号、平成17年度幕別町一般会計補正予算を議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾治） 議案第177号、平成17年度幕別町一般会計補正予算（第4号）につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,150万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、129億4,156万9,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきまして、2ページ、3ページに記載しております第1表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

最初に、歳出からご説明申し上げますが、5ページをお開きいただきたいと思います。

歳出10款教育費、1項教育総務費、3目教育財産費、1,150万円の追加でございます。

先ほど、行政報告でも町長の方からお話ししましたように、札内中学校の音楽室、吸音材として使用しておりましたロックウールにいわゆるアスベストが含有していたということから、これの除去工事さらには修復工事を実施するものであります。

次に、歳入でございますが、全ページにあります11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、1,150万円の追加でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

[閉議・閉会宣告]

○議長（本保証喜） 以上をもって、本臨時会に付議されました議件は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、平成17年第3回幕別町議会臨時会を閉会いたします。

10:25 閉会